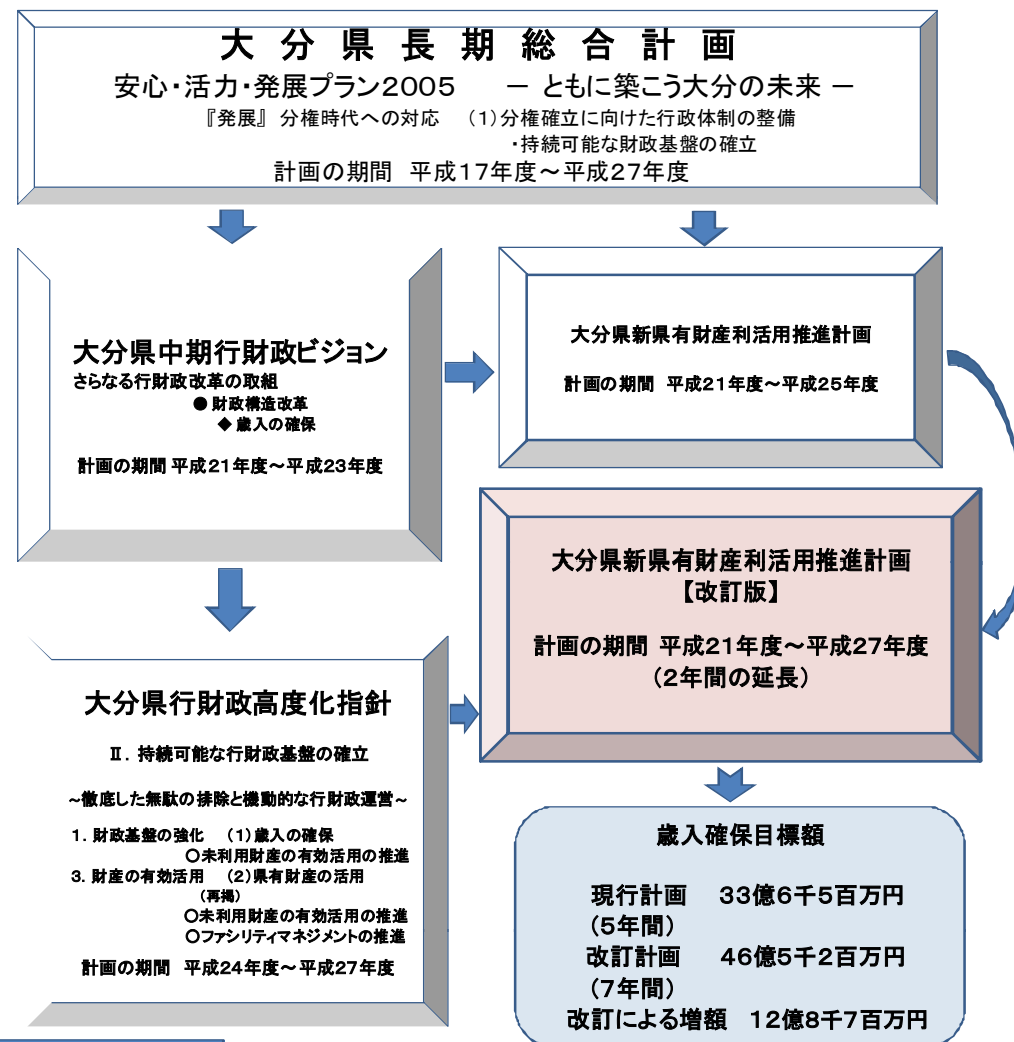


大分県新県有財産利活用推進計画【改訂版】(案)の概要



計画改訂の趣旨

- ①「大分県新県有財産利活用推進計画」は、県有財産の利活用を推進することによる歳入確保を図り、大分県長期総合計画の実行を財産経営面から下支えし、行財政基盤の確立に寄与することを目的。
- ②現行計画は平成21年度から5年間の計画であり、平成24年度までの進捗率は、87%
- ③大分県長期総合計画、大分県行財政高度化指針の計画最終年度が平成27年度であることから、計画を2年間延長し、更なる利活用を推進する改訂を行う。

改訂計画の基本方針

- ①行財政改革を推進する中、高等学校の再編整備や地方振興局の再編などにより、**未利用財産が多くなっており、その利活用が課題**
 - ②まずは**公用・公共用を目的とした活用**を図る。
 - ③**売却による歳入確保策が最も有効な活用**となる財産について、積極的に売却を行う。
 - ④中長期の貸付けも行うとともに、庁舎内空きスペース等を活用した**貸付けの拡大**を図る。
 - ⑤**施設等の計画的保全、維持管理費の最適化**を図る。
- なお、計画の進行管理については、毎年度、PDCAサイクルを着実に回していく。

具体的な取組

1 未利用財産の売却・貸付けの促進

i 関係機関等との連携強化による売却・貸付け促進(地元市町村や不動産関係団体等)

(1) 未利用地の利活用策

(ア) 大型物件未利用地に係る重点的な取組

- 高校改革(前期・後期再編整備計画)により廃止した又は廃止される県立高校などの「大型物件」について、重点的な利活用を図る。
例 旧佐賀関高校、旧緒方工業高校、臼杵商業高校など
- 農業高校等の学校農場については、農業法人や企業の参入など、農地としての利活用を図る。
例 旧三重農業高校重政牧場、山香農業高校など

(イ) その他未利用地に係る取組

- 貸付け中の財産も含め、未利用地の利活用に取り組む。
例 荷揚町体育館跡地→平成26年度以降も貸付を継続
大分保健所跡地 →平成27年度時点の地価の動向等勘案し、方針を決定

(2) 宿舎・住宅の利活用策

- 校長宿舎については教育庁校長等宿舎処分計画に基づき売却
例 佐伯豊南高校校長宿舎、三重総合高校校長宿舎など

2 貸付け拡大等による利活用促進

- 庁舎等空きスペースの貸付けや災害備蓄物資の保管場所としての活用
- 庁舎内壁面等を活用した広告掲載
- 太陽光発電のための条件付き貸付け(屋根貸し) など